

答 申

第 1 審査会の結論

小牧市長（以下「実施機関」という。）が、「ラピオビルの 3 階閉店テナントの対応について」及び「ラピオビルの経営方針について」（以下「本件文書」という。）のうち、印影の部分を除いて開示した決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成 28 年 7 月 27 日、審査請求人は、小牧市情報公開条例（平成 12 年小牧市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成 28 年 6 月 30 日に、速水昭典小牧都市開発株式会社社長が山下史守朗市長に提出した『報告及び要請』に関する書面」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成 28 年 8 月 8 日、実施機関は、本件開示請求に対して対象となる行政文書を本件文書と特定し、一部開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 平成 28 年 8 月 12 日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

- (1) 開示請求をした行政文書の有無を確認すること。
- (2) 開示決定までに 12 日間を要したこと等の理由から、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しない可能性が高く、実施機関が本件文書を作成した可能性が高いことが疑われるため、「文書が存在しないことによる不開示」の決定をすること。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成 28 年 7 月 27 日に本件開示請求をしたが、本件処分があったのは平成 28 年 8 月 8 日であり、本件開示請求から本件処分までに

12日間を要していることからすると、該当する行政文書が存在しない可能性が高く、実施機関が行政文書を作成した可能性が高い。

このことについては、「小牧都市開発株式会社の平成27年度の決算資料」を平成28年7月13日に開示請求した際は、開示請求日の2日後に開示の処分がなされているが、同時期に行った本件開示請求では、処分までに要した日数が12日と大きく違うことに鑑みれば、想定していなかった開示請求に対して、実施機関が急遽、行政文書を作成した疑いを否定することはできない。

(2) 本件処分の一部開示決定通知書には、文書番号が記載されているが、本件文書には、都市政策課の受付番号（小牧市文書取扱規程（昭和61年小牧市訓令第6号）に規定する文書の番号）が記載されていないことは、該当する行政文書が存在しない可能性が高く、実施機関が行政文書を作成した可能性が高い。また、実施機関は、小牧市文書取扱規程に反したことは認めているが、市長まで回覧する文書に文書番号の付番をしなかったことは、極めて重大な過失であり、想定しなかった本件開示請求に、関係職員・職場が混乱したことがうかがえる。

(3) 本件文書には、左側にファイリングした時の穴の跡があり、行政文書の保管方法として不適切である。これまで数多くの開示請求をしたが、ファイリングした時の穴の跡があるのは初めてである。

また、本件文書のうち、「ラピオビルの経営方針について」は、平成28年7月6日に開催された文教建設委員会、平成28年7月13日に開催された第8回新小牧市立図書館建設審議会、平成28年8月8日に開催された第2回小牧市こども・子育て会議において、委員及び傍聴者に配布されているが、ファイリングした時の穴の跡がないことは、該当する行政文書が存在しない可能性が高く、実施機関が行政文書を作成した可能性が高い。

(4) 本件文書の1枚目の「ラピオビルの3階閉店テナントの対応について」と2枚目の「ラピオビルの経営方針について」は、活字の書体及びフォントが全く違っており不自然であることから、該当する行政文書が存在しない可能性が高く、実施機関が行政文書を作成した可能性が高い。

(5) 本件文書のうち、「ラピオビルの経営方針について」の文章は、速水小牧都市開発株式会社社長が山下市長に提出した書面の表現として

は不自然かつ乱雑であり、同社長がラピオビルのコンセプトを「こども子育て」と言うわけがないことから、該当する行政文書が存在しない可能性が高く、実施機関が行政文書を作成した可能性が高い。また、そもそも小牧都市開発株式会社には、ラピオビルの施設コンセプトを策定するという重要な職務権限はあるのか。

(6) 上記(1)から(5)については、情況証拠であり、物的証拠はない。本件文書のうち、「ラピオビルの3階閉店テナントの対応について」については、小牧市からの依頼により小牧都市開発株式会社が作成したものと考えており、本件文書のうち、「ラピオビルの経営方針について」は、実施機関が作成したものである。

第4 実施機関の説明

実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 審査請求人から本件開示請求があり、行政文書を調査したところ、本件文書が本件開示請求の対象であると判断し、小牧都市開発株式会社代表取締役社長の印影の部分を不開示とし、その他の部分を開示する決定をした。印影を不開示とした理由は、当該印影は、小牧都市開発株式会社の事業の遂行に当たり、契約書等に用いられる重要なものであり、これが広く開示されれば、小牧都市開発株式会社の正当な利益を害するおそれがある（条例第7条第3号該当）と考えるためである。
- 2 本件文書については、平成28年6月30日に開催された小牧都市開発株式会社の平成28年度第2回取締役会において議決されたものであり、同日付で、小牧都市開発株式会社代表取締役社長名で小牧市長宛てに提出されたものであり、実施機関が作成したものではない。
- 3 開示請求に対しては、条例第11条第1項により、開示請求があった日から起算して15日以内に決定を行うこととされているが、本件処分に要した日数は13日間（審査請求人は、審査請求書において12日間と記載しているが、開示請求の日を算入するため、処分までの期間は13日間である。）であり、条例で定める期間内に処理をしたものである。審査請求人は、第3の2（1）で他の開示請求と比較して長期間に及んでいると指摘するが、開示請求から処分までの期間の長短をもって

本件文書を実施機関が作成したという根拠にはならない。

- 4 本件文書は、平成28年6月30日に、都市政策課で受領し受付印を押印したが文書の登録処理を怠ったため、文書番号が付番されなかったものであるが、このことをもって本件文書を実施機関が作成したという根拠にはならない。
- 5 小牧市での行政文書の保存方法は、通常、文書左側に穴を開けてファイル等に綴り込みを行っているため、本件文書においても同様の方法により保存を行ったものである。
- 6 平成28年7月6日開催の小牧市議会文教建設委員会、同月13日開催の第7回新小牧市立図書館建設審議会（審査請求人は第8回と述べているが、正しくは第7回である。）及び同年8月8日開催の第2回小牧市こども・子育て会議において、本件文書のうち「ラピオビルの経営方針について」を会議資料とし、各委員及び傍聴者に配布したが、これらの会議に当該文書を提出するに当たり、ファイリング前の状態で写しを作成して配布したため、会議資料に穴の跡はない。
- 7 審査請求人は、小牧都市開発株式会社がラピオビルの施設コンセプトを策定するという重要な職務権限があるのかと主張しているが、小牧都市開発株式会社がラピオビルの経営方針、ラピオビルの施設コンセプトを定め、その経営の健全化に向け努力することは会社としてあるべき姿であると考えます。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

- (1) 実施機関は、本件文書が平成28年6月30日に開催された小牧都市開発株式会社の取締役会で議決されたものと主張していることから、当審査会において同日の取締役会の議案書を確認したところ、本件文書（2枚とも）は当該議案書に記録されていることを確認した。

本件文書の1枚目に押された印影の代表者印は、実施機関が保管しているものではないとの実施機関の説明からしても、本件文書が同日

の取締役会で議決された後に、小牧都市開発株式会社から市長に提出されたという実施機関の説明に不自然な点は認められ難いとも言い得る。

- (2) 審査請求人は、反論書において、ほぼ同時期に行った開示請求において処分までに要した日数が大きく違うことに鑑みれば、想定していなかった開示請求に対応して、実施機関が急遽、行政文書を作成した疑いを否定することができない旨を主張するが、上記のとおり、条例上認められている15日以内に本件文書の開示決定をなしている以上、決定の時期に関し違法性は認められないし、社会通念上、かかる事実をもってして、実施機関が本件文書を偽造したことを推認する間接事実とは認められ難いとも言い得る。

2 本件審査請求について

審査請求人は、本件審査請求において、本件文書のうち2枚目の「ラピオビルの経営方針について」は、第3の2の理由のとおり「小牧都市開発株式会社が作成したものではなく、実施機関が作成したものである」と主張している。

しかしながら、当審査会は、条例第16条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について審査する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については当審査会の判断するところではない。そもそも裁判例（最高裁判所平成18年4月20日判決（平成17年（受）第530号）、横浜地方裁判所平成21年6月29日判決（平成19年（行ウ）第55号））に照らせば、条例において、行政文書の記載内容の真偽を実施機関が審査することを定めた規定はないこと、また、実施機関は開示請求があったときは、原則として、当該開示請求があった日から起算して15日以内に当該開示請求に対する開示又は不開示の決定を行わなければならないとされていること（条例第11条）からすると、条例は、開示請求があった行政文書について、その記載内容の真偽を実施機関において審査することを予定しておらず、行政文書の記載内容に基づいて条例第7条に定める不開示情報があるかどうかの判断をし、開示等の決定を行うべきものと解される。

したがって、当審査会においても、本件文書の真偽を審査して、本件文書が実施機関によって作成されたものであるか否かを判断することは

予定されていないと解される。

もっとも、本件文書の内容が明らかに虚偽であり、その記載自体からして真実に反することが明らかである場合又は虚偽であることが明らかとなっている場合は別として、そのような事情は認められない。

3 本件処分の妥当性

本件審査請求においては印影を不開示とした部分につき争いはないが、当審査会としては、開示決定等について審査請求があったときの諮問に応じ、実施機関に答申すべきものであることから、本件処分について調査審議を行った。その結果、実施機関が、本件文書のうち「ラピオビルの3階閉店テナントの対応について」に押印された小牧都市開発株式会社の印影を不開示とし、その理由を条例第7条第3号の法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であることとした決定は、法人の代表者の印影は、取引上重要なものであり、同号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であると判断するため、妥当であると判断する。

なお、当審査会は、本件文書の真偽を判断するものでないことは、すでに述べたとおりである。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、市政への憂い、小牧都市開発株式会社社長の人柄等種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 付言

本件審査請求に関し、審査請求人が行政文書の真偽について疑念を持った理由の1つとして、文書番号が付されていないという行政文書の処理に重大な過誤があった。

今後、実施機関においては、小牧市文書取扱規程に則り、適正な文書の処理に努められたい。

第7 審査会の調査審議の経過

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 平成28年9月16日 | 実施機関から諮問書を受理した。 |
| 平成28年9月27日 | 実施機関から意見書を受理した。 |
| 平成28年10月6日 | 審査請求人から反論書を受理した。 |
| 平成28年10月18日 | 審査会開催 調査審議（実施機関及び審査請求人の意見を聴取） |
| 平成28年11月8日 | 答申 |